

埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）

（目的）

第一条 この条例は、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は知事が別に定める専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒であつて、経済的理由により修学が困難なものに対し、予算の範囲内において、奨学金を貸与することにより、その修学を支援するとともに、有為な人材の育成に資することを目的とする。

（貸与の決定）

第二条 奨学金の貸与を受けることができる者は、奨学金の貸与を希望する者（以下「貸与希望者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、知事が決定する。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

イ 高等学校等に在学する者であること。

ロ 親権を行う者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有すること。ただし、貸与希望者が成年者であるときは、当該貸与希望者が県内に住所を有すること。

ハ 品行方正であつて、学業に優れ、かつ、経済的理由により著しく修学が困難な者であること。

ニ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資金の貸与、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による修学資金の貸付け、埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（昭和四十九年埼玉県条例第八十七号）による修学奨励費（他の都道府県におけるこれと同種のものを含む。）の貸与又は埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（平成十年埼玉県条例第十六号）による奨学金の貸与を受けていない者であること。

二 前号イ（高等専門学校に在学する者に係る部分を除く。）、ロ及びニに該当し、品行方正であつて、学業に特に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者であること。

三 第一号イ（高等専門学校に在学する者に係る部分を除く。）、ロ及びニに該当し、品行方正であつて、学業に優れ、かつ、貸与希望者の属する世帯における生計を主として維持する者の失職、死亡その他の事由により、経済的に修学が困難な者であること。

（貸与の額等）

第三条 奨学金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）又は地方公共団体が設置する高等学校等に在学している生徒 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 自宅通学するとき（保護者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。以下同じ。） 月額一万八千円

ロ 自宅外通学するとき（自宅通学するとき以外のときをいう。以下同じ。） 月額二万三千円

二 私立の高等学校等に在学している生徒 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 自宅通学するとき 月額三万円

ロ 自宅外通学するとき 月額三万五千元

2 奨学金は、無利子とする。

（貸与期間）

第四条 第二条第一号及び第二号に該当する者に係る奨学金の貸与期間は、貸与の決定を受けるに至った日の属する月からその貸与を受ける者がその在学する高等学校等の正規の修業年限を満了する日の属する月までとする。ただし、知事は、やむを得ない事由があると認めるときは、貸与期間を延長することができる。

2 第二条第三号に該当する者に係る奨学金の貸与期間は、貸与の決定を受けるに至った日の属する月からその月の属する年度の三月までとする。ただし、知事は、当該貸与期間が終了した月の翌月の初日において、当該奨学金の貸与を受けていた者が引き続き経済的に修学が困難であると認めるときは、貸与期間を一年延長することができる。

（交付の方法）

第五条 奨学金の交付の方法は、知事が定める。

（貸与決定の取消し等）

第六条 知事は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止するものとする。

一 第二条に規定する者でなくなったとき。

二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 その他奨学金を貸与することが適当でないと思われるとき。

（返還）

第七条 奨学金の貸与を受けた者は、高等学校等に在学しなくなった月の翌月から起算して六月を経過した後、知事が別に定める期間内に、奨学金の全部を返還しなければならない。

2 奨学金の貸与を受けた者は、いつでも奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

(返還債務の履行猶予)

第八条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 高等学校等、大学又は専修学校の専門課程に在学するとき。

二 災害又は傷病により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

三 その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

(返還債務の免除)

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は一部を免除することができる。

一 死亡したとき。

二 心身の著しい障害その他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき。

(延滞利息等)

第十条 奨学金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の属する月の翌月から起算して、延滞した期間が六月を超えるごとに、当該延滞している額に六月について五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が百円未満であるときは、これを支払うことを要しない。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則 (途中略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第一条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）の第一学年又は第一学年次に入学者（中等教育学校の第四学年に在学することとなった者を含む。以下「平成十七年度以後入学者」という。）及び施行日以後に高等学校等に在学することとなった者のうち平成十七年度以後入学者と同一の学年又は年次に属す

ることとなったものに係る奨学金の貸与について適用し、施行日前に改正前の埼玉県高等学校奨学金貸与条例第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）に入学した者（以下「平成十六年度以前入学者」という。）及び施行日以後に高等学校に在学することとなった者のうち平成十六年度以前入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

（埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例の一部改正）

- 3 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（昭和四十九年埼玉県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハ中「埼玉県高等学校奨学金」を「埼玉県高等学校等奨学金」に改める。